

● マイナンバー（個人番号）を記載した申告書等の提出について

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書等の提出の際は、本人確認^{*}をさせていただきます。

※ 本人確認とは…
番号確認（記載されたマイナンバーが正しい番号であること）および
身元確認（申告者等が、記載されたマイナンバーの持ち主であること）
代理申告の場合はあわせて代理権の確認

■ ご本人が手続をする場合

マイナンバーカードを提示していただきます。
手続の際には、マイナンバーカードを忘れずにお持ちください。

■ 代理人の方が手続をする場合

申告者等本人のマイナンバーカードの写し（両面）を提示してください。
あわせて、委任状等および代理人の身分証明書等を提示してください。

■ 郵送により手続をする場合

上記の書類の写しを提出してください（マイナンバーカードは、両面の写しが必要です。）。

〔 マイナンバーカードの交付を受けていない場合は、番号確認はマイナンバーの記載のある住民票の写し等により行い、身元確認は住所・氏名・生年月日が記載された顔写真付き証明書（運転免許証など）等により行います。 〕



- マイナンバーは、税、社会保障などに関する一人一人の方の情報に関連付けられた、固有の番号ですので、取扱いには十分ご注意ください。
- 税務職員が自宅に伺ってマイナンバーカードの提示を求めたり、電話でマイナンバーをお聞きすることはありません。

● 申告・納期限一覧

税 目	申 告 等	納 税	
個 人 の 県 民 税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	6月から5月まで毎月徴収して翌月10日	特別徴収
	給与所得者以外の方は3月15日	原則として6月・8月・10月および1月	普通徴収
県 民 税 配 当 割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	毎年分を翌年1月10日	〃	〃
法 人 の 県 民 税	事業年度が終了した日の翌日から原則として2か月以内	〃	申告納付
県 民 税 利 子 割	毎月分を翌月10日	〃	申告納入
個 人 の 事 業 税	3月15日	8月および11月	普通徴収
法 人 の 事 業 税	事業年度が終了した日の翌日から原則として2か月以内	申告と同じ	申告納付
地 方 消 費 税	譲渡割は課税期間終了後2か月以内（個人は3月末日）	〃	〃
	貨物割は課税貨物を引き取るとき	〃	〃
不 動 産 取 得 税	取得した日から10日以内	納税通知書で定める日	普通徴収
県 た ば こ 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
ゴ ル フ 場 利 用 税	毎月分を翌月15日	〃	申告納入
軽 油 引 取 税	毎月分を翌月末日	〃	申告納入（付）
自 動 車 税	取得・廃車または登録事項の変更のつど	5月	普通徴収
		新規登録のときなど	証紙徴収（現金納付）
狩 猟 税	狩猟者の登録を受けるとき	狩猟者登録のとき	証紙徴収
鉦 区 税	納税義務の発生または消滅の日から7日以内	5月	普通徴収
固 定 資 産 税	1月31日	4月・7月・12月および2月	〃